

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和4年5月20日から同年9月20日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年5月20日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西恩田商業施設

所在地 宇部市神原町二丁目3790の4

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	池谷 幹男

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

別紙のとおり

○変更後

別紙のとおり

4 届出年月日

令和4年5月2日

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
株式会社岩崎宏健堂	周南市下一の井手5636-5	富永 幸朗	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 暎治	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
株式会社岩崎宏健堂	周南市下一の井手5636-5	上野山 孝誠	平成30年4月1日 代表者氏名
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 暎治	